

第1章 プログラムの策定にあたって

1 プログラム策定の趣旨

(1) 背景

建設産業は、社会資本の整備や維持管理等の担い手であると同時に、これらの整備等を通じて地域の経済や雇用を支えるとともに、災害時には、最前線で応急復旧作業を行うなど、「地域の守り手」として安全・安心な地域づくりにも重要な役割を担っています。

しかしながら、本県における公共投資をはじめとする建設投資額は、急激な減少を経て、長らく低迷しました。

近年、防災・減災、国土強靱化対策などにより、建設投資額は持ち直しているものの、建設資材価格の高騰や円安などの影響が懸念され、建設産業を取り巻く経営環境は、未だ予断を許さない状況にあるといえます。

また、労働力人口が減少する中、3K（危険・きつい・汚い）のイメージが強いことで敬遠されがちな建設産業においては、他産業と比べても高齢化が著しく、担い手の確保・育成が急務であることから、将来にわたる社会資本の整備や維持管理だけでなく、災害対応等の面で地域社会の維持への影響も懸念されています。

一方で、「働き方改革関連法」（平成30年6月成立）や「新・担い手3法」（令和元年6月成立：品確法と建設業法・入契法の一体的改正）により、「働き方改革」による長時間労働の是正やICT等を活用した「生産性の向上」が、クローズアップされました。建設業においても、令和6年4月から、時間外労働の上限規制適用により、人手不足の加速や事業者の利益減少などが懸念される、いわゆる「2024年問題」に直面していることから、これらの取組は、一層重要となってきます。

さらに、建設業従事者への安全面に関し、平成29年3月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（以下、「建設職人基本法」という。）」が施行され、国及び都道府県には、建設工事従事者の安全及び健康の確保のための施策の実施も求められているところです。

(2) 策定及び改訂の経緯

①策定の経緯

県では、建設投資額の減少により、厳しい経営環境に置かれた建設産業を支援する取組として、「建設産業再生支援アクションプログラム」を平成18年3月に策定しました。その後、3度の改訂を経て、平成30年3月に同プログラムをリニューアルした「魅力あふれる建設産業づくりアクションプログラム」を策定しました。

②前回改訂の概略

令和3年3月の改訂では、それまでのプログラムの目標を承継しながら、建設産業が「人材への投資」を柱に成長し、若者にとって将来の夢や希望が持てる、新しい時代に選ばれる魅力あふれる建設産業となることを目指して、その実現に向けた基本的な取組の方向性を示すとともに、官民が一体となって働き方改革等の処遇改善やICT等の利活用による生産性の向上に重点的に取り組むこととしました。

③今回改訂の概略

今般、目標年度である令和5年度を迎えたことから、アンケート等により県内建設業者及び関係団体の現状や課題、意見を把握しました。

本県の人口は、昭和60(1985)年の152.9万人を境に減少局面に入っており、令和2年国勢調査では、過去最大の減少率(△3.64%)を記録し、133.4万人まで減少しました。このまま推移した場合、2060年には、本県人口が78.4万人になると推計されており、危機的状況にあります。

県では、こうした建設産業を取り巻く環境や国の動向等に対応した取組を進めるとともに、今後見込まれる「持続可能な建設業の発展」に向けた建設業法の改正、さらに「建設職人基本法」の理念等も踏まえたうえで、建設産業が2024年問題を乗り越え、多様な人材が活躍できる、魅力ある産業となるよう、プログラムの改訂を行いました。

2 プログラムの期間

昨今の社会経済状況等の変化に的確に対応するため、期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とし、「魅力あふれる建設産業づくり」に必要な取組を実施していくこととします。

なお、社会経済状況等に急激な変化が生じた場合には、必要に応じて適宜見直しを行っていきます。

3 プログラムの対象

本プログラムは、建設業許可を有する建設業者のみならず、広く建設業を営む者や調査、設計などの業務を担う建設関連業も視野に入れ建設産業全体を対象とします。

※本プログラムにおける用語の定義

- ・建設産業・・・日本標準産業分類における建設業(大分類)及び土木建築サービス業(小分類)
- ・建設業者・・・上記を業として営む者